

地域共生社会講座動画制作等委託業務公募型プロポーザルに関する企画提案書作成要領

1 提出書類

提出書類、規格及び提出部数等を次表に示します。

	提出書類の名称	規格及び制限枚数	提出部数
1	表紙	A4(縦又は横) 1枚	
2	地域共生社会講座動画制作等委託業務の具体的な内容	A 4 (縦又は横に統一)※ 1 表紙を含め 20 枚以内※ 2 片面使用	正本 1 部 副本 12 部
3	実施体制図	A 4 (縦又は横に統一)※ 1 2 枚以内※ 2 片面使用	
4	スケジュール	A 4 (縦又は横に統一)※ 1 2 枚以内※ 2 片面使用	
5	経費見積書	A 4 (縦又は横に統一) 2 枚以内 片面使用	
6	本業務の類似事業の実績	A 4 (縦又は横に統一) 2 枚以内 片面使用	
7	県が推進する施策への取り組みの確認資料 (提出は任意)	・直近の障害者雇用状況報告書の写し又は障害者雇用誓約書 <sup>※3</sup> ・「高知県ワークライフバランス推進企業認定書」の写し ・「こうち SDGs 推進企業登録証」の写し	
	計		

※1 A 3 用紙を利用する際は、A 4 サイズに 3 つ折りにしてください。

※2 A 3 用紙 1 枚は A 4 用紙 2 枚とカウントします。

※3 障害者雇用について、法定雇用率制度の適用がある場合は、直近の障害者雇用状況報告書の写し（公共職業安定書の受付印のあるもの）を提出してください。

法定雇用率制度の適用がない場合は、障害者雇用誓約書（様式に特に定めはありませんが、建設工事競争入札参加資格申請時の様式として定めている「障害者を雇用している旨の誓約書」等を参考にしてください。（土木政策課のホームページに掲載されています。）

2 提出方法

持参又は郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）

### 3 提出期限

令和6年5月7日（火）午後5時必着

※この期限までに必要書類のすべての提出がないものは、受付することができませんのでご注意ください。

### 4 提出先

〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2番20号  
高知県子ども・福祉政策部地域福祉政策課

### 5 受理の通知

提出いただいた書類が期限までに到着し受付したときは、提出者に対して書類が到着したことをお知らせする電子メールを送信します。

### 6 企画提案のポイント

#### (1) 事業の目的

少子高齢化や人口減少などにより地域のつながりや支え合いの力が弱まる中、8050問題やヤングケアラーなど、これまでの縦割りの制度サービスでは解決が困難な複合課題が顕在化しています。

こうした課題への対応として、県では、「高知型地域共生社会」※<sup>1</sup>の取り組みを推進しています。

取り組みの推進にあたり、多くの職種や県民を巻き込み、分野横断的な取り組みの理解者・実践者の裾野を拡げ、網の目のような支援のネットワークを構築するため、令和5年度から「ソーシャルワークの網の目構築プロジェクト」※<sup>2</sup>を進めています。

本事業は、同プロジェクトの一環として、県民向けに高知型地域共生社会の概念や日ごろからの地域のつながりの重要性などを分かりやすく伝える動画（地域共生社会講座）等により、つながりを実感できる地域づくりに向けた県民一人ひとりの行動のきっかけとなるよう意識啓発を行うことを目的とします。

#### ※1 高知型地域共生社会

地域共生社会とは、制度・分野の「縦割り」や「支える・支えられる」という関係を超えて、人と人、人と資源が相互につながり、支え合うことで、暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。

本県においては、令和4年度から「高知型地域共生社会」を掲げ、分野を超えた多機関協働型の包括的な支援体制の整備を行政主体の「たて糸」として、また、「つながり」を実感できる地域づくりを地域主体の「よこ糸」として進め、この「たて糸」と「よこ糸」で織りなす高知型地域共生社会の拠点としてあったかふれあいセンターを活用し、取り組みを推進している。

この取り組みをオール高知で推進するにあたり、令和4年10月には、全市町村長と全社会福祉協議会会長、知事が共同で「高知家地域共生社会推進宣言」を実施した。また、令和5年度からは支え合いの地域づくりに取り組む民間企業・団体を募集しており、46の民生委員児童委員協議会と56の民間企業・団体が高知家地域共生社会推進宣言に参画している。

(令和6年2月時点)

## ※2 ソーシャルワークの網の目構築プロジェクト

高知型地域共生社会の「よこ糸」の取り組みである地域の支援ネットワークづくりには、コミュニティソーシャルワーカー（社会福祉協議会や市町村などにおいて、地域の課題解決のサポートを行う人）のほか、高齢や障害、子ども、生活困窮等の各分野の専門職にも、住民一人ひとりの課題に寄り添い、必要な支援につなぐソーシャルワークの素養が求められる。

また、専門職だけでなく、県民や企業などにも理解を得て参画いただくことが重要であることから、県では、令和5年度から「ソーシャルワークの網の目構築プロジェクト」として、コミュニティソーシャルワーカーの養成を拡大したり、ソーシャルワークの理解者・実践者を増やすWeb動画研修（気づいてつなぐ高知家地域共生社会研修）等を実施したりしている。

【参考】「気づいてつなぐ高知家地域共生社会研修」（Web動画研修）

<https://kochi-kyosei.pref.kochi.lg.jp/kyosei/about/#project>

### (2) 事業の要件

「地域共生社会講座動画制作等委託業務仕様書」に記載する事業を実施することとし、事業の実施に際しては、実施内容を事前に協議するなど、委託者との緊密な連携のもと、迅速かつ効果的・効率的な遂行を心がけてください。

### (3) 特に提案を求めるポイント

本事業では、より多くの県民に高知型地域共生社会について知っていただき、理解を深めていただけるよう、興味関心を引く地域共生社会講座動画（以下「講座動画」という。）の制作や広報を行うにあたり、「地域共生社会講座動画制作等委託業務仕様書」の「3 業務内容」に記載する業務について、以下の点を具体的に提案してください。

#### ア 講座動画制作

- ・講座のキャッチフレーズ及び名称案（イメージ：みんなでつながり支え合いの地域へ！高知家地域共生社会講座）
- ・シナリオ又は絵コンテの素案（出演者やアニメーション等の映像効果のイメージを含む）
- ・紹介する県内事例の案及び選定のポイント（3～4件）
- ・その他、県民に分かりやすく伝え、飽きずに最後まで視聴してもらうための工夫

#### イ 意識啓発に向けた広報

- ・広報用チラシのデザインイメージ
- ・Web広告を配信する媒体（複数）及び配信回数や想定クリック数
- ・広報媒体から、ポータルサイトの閲覧や講座動画の視聴、Web動画研修（気づいてつなぐ高知家地域共生社会研修）の受講につなげるための工夫

<参考：気づいてつなぐ高知家地域共生社会研修実施状況（令和5年度）>

- ・実施期間：令和5年6月～3月
- ・YouTube動画再生回数  
：計865回（地域ボランティア向け：544回、専門職向け：321回）
- ・受講者数（受講者アンケート回答者数）  
：のべ305人（地域ボランティア向け：79名、専門職向け：226名）

ウ ポータルサイトに掲載する取材記事の作成

- ・取材先の案及び選定のポイント（アの県内事例の案以外で2～3件）
- ・取材先への質問項目案等、作成する取材記事の概要及びポイント
- ・その他、県民に取材先の取り組み等を分かりやすく伝え、継続的な閲覧につなげるための工夫

(4) 提案書に記述する主な内容

ア 本委託業務の目的を達成するための基本的な考え方を記載してください。

イ 地域共生社会講座動画制作等委託業務仕様書の「3 業務内容」に記載する委託業務内容の具体的な実施方法を記載してください。

また、仕様書に定める項目のほか、事業目的達成のためのより効果的な提案があれば記載してください。

ウ 本業務における実施体制について、自社及び外部発注分を含む関連図、職名、人数、役割分担等を明記してください。

十分な経験や実績を有する責任者及び担当者を配置しているか明記してください。

エ 地域共生社会講座動画制作等委託業務仕様書の4の(2)委託業務内容に記載する業務全体のスケジュールを記載してください。

オ 他の自治体等の受託を含む類似の案件の主な実績を記載してください。

カ 経費見積書については、項目ごとに経費を積算するとともに、フォーラム及び3つの分科会ごとの内訳が分かるように記載してください。

キ その他「令和5年度地域共生社会フェスタ開催等委託業務公募型プロポーザル審査要領」に定める審査基準を参考に記載してください。

ク 表紙には、企業提案事業者名、代表者職氏名、所在地、担当者名、電話番号、電子メールアドレスを記載してください。

ケ 表紙以外の各ページにページ数を記載してください。

7 企画提案書についての留意事項

(1) 企画提案書は1者1提案までとします。

(2) 必要に応じて説明資料を添付することができますが、その場合はできる限り簡潔なものとしてください。

8 企画提案にあたっての留意事項

(1) 企画提案書を受け付けた後の追加及び修正は認めません。

(2) 提出された企画提案書が次項に該当するときは無効となる場合があります。

ア 虚偽の内容が記載されているもの

イ 企画提案書の内容や提出方法等が本要領の規定に適合しないもの